

# 多古町デマンドタクシーのお知らせ

R5.4

デマンドタクシーとは、運転ができない方などを対象に、同じ時間帯に予約をした方との乗り合いタクシーです。

通院やお買い物、趣味や習い事の移動など、利用の目的は自由ですので、気軽にご利用ください。

## 利用できる方

多古町民の方で、以下のいずれかに該当する方

- ・運転のできない方（高校生までの方を除く※1）

※1 令和5年1月6日から実証運行として、事前登録された中学生も利用します

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者
- ・運転免許を返納された方
- ・付添人（一人で乗り降りができない方は付添人の登録が必要です）

## 運行範囲

### 町内全域

出発地・目的地は

ご自宅 ↔ 公共的施設

公共的施設 ↔ 公共的施設

公共的施設とは…

（病院、スーパーなどの商業施設、銀行、役場、コミュニティプラザ、バス停など町内の施設は基本的に送迎できます）

※親戚や友人宅など個人宅への送迎はできません

ご利用には、利用者登録（有料）が必要です。詳細は裏面をご覧ください。

## 利用料金

1乗車につき

**現金 400円**

**回数券 300円**

（10枚綴り3,000円 タクシー車内で販売）

（例）自宅からお店に行って自宅へ帰る

自宅

お店

自宅

（現金）400円  
または  
（回数券）300円

（現金）400円  
または  
（回数券）300円

## 運行日・利用時間

月・火・水・木・金・土

※祝日、年始（1月1日～3日）は運休

**7:30 ~ 17:30**

ご利用は事前に電話予約またはweb予約が必要です。

〈予約受付時間：7:30～17:00（共通）〉

※当日の予約は、電話のみ受け付けます。（web予約は前日の17時まで）

## 予約専用電話

### 設置場所（利用料無料）

多古町役場、コミュニティプラザ、保健福祉センター、多古中央病院  
セイミヤ、カスミ（6箇所）

# 利用者登録

デマンドタクシーをご利用いただくためには、利用者登録(有料)が必要です。

## 申請に必要な物

- ・身分証明書  
(マイナンバーカード、健康保険証など)
- ・登録料(1,000円)

(お持ちの方)

- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・運転経歴証明書

※代理の方が来庁し登録する場合は、利用者様ご本人及び代理の方の身分証明書をご用意ください。

## 受付場所

多古町役場 企画政策課

## 受付時間

平日(8時30分～17時15分)

## 付添人について

一人で車の乗り降りができないなど、付添が必要な方は付添人を登録する必要があります。

(追加登録料金1,000円)

付添人用の利用者証を郵送します。

## 利用開始まで

- ① 利用者登録の申請  
(役場窓口)



- ② 利用者証の郵送  
※申請から2～3日でご自宅に郵送します



- ③ 利用開始

問い合わせ先

多古町企画政策課(0479-76-5417)